

平成 25 年度 市県民税・国民健康保険税申告受付日程表

○問合せ先 税務課市民税係 ☎内線 113、114、138
福島支所・鷹島支所市民課

受付会場・受付時間をご確認の上、ご来場ください。

月日(曜)	会 場		受付時間		対 象 地 区	
2月13日(水)	青島住民センター	黒島公民館	8:45~12:00	12:00~14:45	青島	黒島
14日(木)	調川公民館		9:00~11:15		松山田・江口1	
			13:00~16:30		中免・下免・江口2・江口3	
15日(金)			9:00~11:15		上平尾・平尾・大小松・前浜・前浜団地	
			13:00~16:30		白井・上免・七区ノ一・七区ノ二・中興・調川定住促進住宅	
18日(月)			9:00~11:15		播磨釜・喜内瀬	石川・三里
			13:00~16:30		福崎	中通
19日(火)	福島保健センター	鷹島開発総合センター	9:00~11:15		鍋串	阿翁浦(1~4班)
			13:00~16:30		端・里	阿翁浦(5~10班)
20日(水)			9:00~11:15		伊万里釜	船唐津・殿ノ浦
			13:00~16:30		浅谷	阿翁
21日(木)			9:00~11:15		日の浦・原	原・神崎
			13:00~16:30		土谷	里・日比
22日(金)	御厨公民館		9:00~11:15		中野・神原・二反田・寺ノ尾上・田代	
			13:00~16:30		郭公尾・大崎下・長嶺団地・板橋・御厨木場	
25日(月)			9:00~11:15		寺ノ尾下・寺ノ尾中・小船	
			13:00~16:30		大崎上・西木場・川内	
26日(火)			9:00~11:15		平瀬・市場・札場・泉・駅通・池田上・御厨団地	
			13:00~16:30		池田・前田・御厨定住促進住宅・北久保・北久保住宅	
27日(水)	東部交流センター(今福公民館)		9:00~11:15		人柱・東新町	
			13:00~16:30		今福木場・本町・柴町・仲町・今福元町・恵比須町・松崎・坂野	
28日(木)			9:00~11:15		土肥ノ浦・浜ノ脇・北東1	
			13:00~16:30		北東2・北東3・羽古場・福德・今福団地・寺上	
3月1日(金)	飛島集会所		14:00~15:30		仏坂・仏坂住宅・西新町・楠籠団地・滑栄	
4日(月)	星鹿公民館		9:00~11:15		飛島	
			13:00~16:30		星鹿・大石	
5日(火)	上志佐公民館		9:00~11:15		牟田・川原辺田・下田	
			13:00~16:30		柚木川内・田ノ平・横辺田	
6日(水)	文化会館		9:00~11:15		稗木場・長野・笛吹	
			13:00~16:30		上高野・下高野	
7日(木)			9:00~11:15		赤木・池成・高野団地・高野定住促進住宅・里田原1・里田原2・田原・住吉通	
			13:00~16:30		大浜東・大浜西・不老山・潮見団地	
8日(金)			9:00~11:15		上野・新志佐・栢ノ木・蛭子崎東・蛭子崎中・蛭子崎西・田原高層住宅	
			13:00~16:30		馬場・丹花・上町・中町・立町・横町・志佐元町	
11日(月)	福島支所	鷹島支所	9:00~11:15		市県民税・国民健康保険税申告追加受付	
			13:00~16:30			
12日(火)			9:00~11:15		庄野・鹿ノ爪・立石川・三栄・蛭子崎団地・向町上・旭町・下庄野	
			13:00~16:30		里1・里2・辻ノ尾	
13日(水)	文化会館		9:00~11:15		市県民税・国民健康保険税申告追加受付	
			13:00~16:30			
14日(木)			9:00~11:15			
			13:00~16:30			
15日(金)			9:00~11:15			
			13:00~16:30			

※申告期間中、市役所税務課・福島支所市民課・鷹島支所市民課では申告受付を行いません。
指定された日時が都合の悪い人は、市内の別の会場で申告してください(連絡不要)。ただし、ほかの地区から青島・飛島・黒島の会場での申告を希望する人は、前日までに税務課にご連絡ください(書類準備のため)。

平戸税務署からのお知らせ

○問合せ先 平戸税務署 ☎ 0950-23-2131
(月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時。自動音声での案内となります)

申告書の作成は、便利な「確定申告書等作成コーナー」で！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成した申告書は、「e-Tax（イータックス：国税電子申告・納税システム）」を利用して提出できます。

イータックス

☆e-Taxを利用して申告すると…

◇平成 24 年分の申告で最高 3,000 円の税額控除

本人の電子署名と電子証明書を付して、e-Tax で申告期限内に確定申告する場合は、最高 3,000 円の税額控除が受けられます（平成 19 年分から平成 24 年分の確定申告のうちいずれか 1 回）。

◇添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容（病院などの名称・支払金額など）を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます（申告期限から 5 年間は、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります）。

◇還付がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています（3 週間程度に短縮）。

◎ e-Tax を利用するには、電子証明書の取得（手数料が必要です。また、有効期限は 3 年間です）、IC カードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

◎ 詳しくは、国税庁ホームページ（URL <http://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。

確定申告はお早めに！ ～納期限は申告期限と同じ日です～

○平成 24 年分の所得税の確定申告は 3 月 15 日（金）まで

※既に金融機関口座からの振替納税を税務署にお申し込みの場合は、申告期限は 3 月 15 日（金）で変わりませんが、納税については 4 月 22 日（月）に口座から自動的に引き落とされます。

○平成 24 年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告は 4 月 1 日（月）まで

○平成 24 年分の贈与税の申告は 3 月 15 日（金）まで

確定申告受付会場のご案内（税務署受付会場）

【会場】平戸文化センター（平戸市岩の上町 1529 番地）

【期間】2 月 18 日（月）～ 3 月 15 日（金） ※土曜・日曜を除く

【受付時間】午前 9 時～午後 4 時

【対象】平戸税務署管内にお住まいの人

※当会場では、パソコンを利用した e-Tax を推進しています。

※確定申告書の提出のみの人は、平戸税務署 1 階の管理運営・徴収部門で受付を行っています。

※上記の期間は、平戸税務署での申告相談は行いません。

◎これまで平戸税務署が松浦市の申告会場で行っていた e-Tax（電子申告）を利用した受付サービスは、実施しません。